

令和8年度県内各市町における中小企業向け融資に係る施策一覧(令和8年4月1日)

※詳細は、各市町の担当部署へお問い合わせください。

市町および担当部署	融資制度		
	資金名および融資対象	融資条件	開始時期等
長浜市 商工振興課 商工労政係 TEL 0749-65-8766	【資金名】 長浜市創業支援資金 【融資対象】 市内で新たに事業を開始するために必要な設備資金及び運転資金	【資金用途】 設備資金または運転資金 【融資限度額】 運転・設備の合計で2,000万円 【融資利率】 標準利率 年1.2% 優遇利率 年1.0%※ ※優遇利率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで 【融資期間】 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内) ※条件変更時の最長延長期間は3年まで 【返済方法】 元金均等割賦償還 【保証料率】 標準保証料率 年0.5% 優遇保証料率 年0.0%※ ※優遇保証料率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで	平成27年4月1日から令和9年3月31日まで

市町および担当部署	利子補給		
	対象資金等	内容	開始時期等
栗東市 商工観光労政課 商工・地域経済振興係 TEL 077-551-0236	【栗東市創業支援融資利子補給金制度】 平成29年4月1日から令和10年3月31日までの間に融資実行された、株式会社日本政策金融公庫における融資制度のうち「新規開業向けの融資であると市長が認める資金」	【補給率】 年1.0% 但し、年度内における1事業者の補助限度額は15万円 【補給期間】 36ヶ月 【補給方法】 毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について、翌年2月末までに申請書を提出し、3月末までに補給金を交付。	平成29年4月1日から
野洲市 地域経済振興課 商工観光係 TEL 077-587-6008	1. 野洲市中小企業者向け利子補給制度 「経営支援資金(小規模企業者枠)」(旧小規模企業者経営安定資金を含む) 「セーフティネット資金(新規枠・借換枠)」(但し、セーフティネット資金は平成20年10月31日から令和8年3月31日までの間に中小企業信用保険法第2条第5項及び6項の市町長の認定を受けた事業者が対象)	【補給率】 年0.40% (但し、セーフティネット資金のみ、利子補給金の限度額が5万円 で、申請可能回数は1事業者あたり1口のみ) 【補給期間】 前年の4月1日からその翌年の3月31日まで 【補給方法】 申請者が必要書類を地域経済振興課に持参(郵送不可)。申請期間終了後、取扱金融機関に融資状況等を照会し、その回答内容を確認した後、交付決定をして口座に振込	令和8年6月上旬から令和8年7月下旬まで
高島市 商工振興課 TEL 0740-25-8514	平成27年9月1日以降に融資実行された以下の融資制度 1. 滋賀県中小企業振興資金制度融資のうち、創業向けの融資制度 2. 株式会社日本政策金融公庫の制度融資のうち、創業向けの融資制度	【補給率】 年1.00% (但し、年度内における1事業所の補助限度額は15万円) 【補給期間】 3年間(36か月) 【補給方法】 毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について申請を受付し、交付	平成28年4月1日から令和9年3月31日まで

<p>東近江市 商工労政課 TEL 050-5802-9540 FAX 0748-23-8292</p>	<p>1. ㈱日本政策金融公庫の国民生活事業における「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」が対象。ただし、新規融資のみが対象で、借り換え融資は対象外。</p>	<p>【補給率】 利子1%相当分について</p> <p>【補給期間】 融資を受けられた月から3年間(36月分)</p>	<p>平成25年7月1日から</p>
	<p>次の資金が対象。ただし、3,000万円を限度。</p> <p>1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度(県制度融資)における「開業資金」 2. ㈱日本政策金融公庫の国民生活事業における「新規開業資金」または「女性、若者／シニア起業家支援資金」</p>	<p>【補給率】 利子1%相当分について</p> <p>【補給期間】 融資を受けられた月から3年間(36月分) ※ただし、契約日において開業後1年未満の者</p>	<p>平成25年7月1日から</p>
<p>米原市 経済環境部産業政策課 TEL 0749-53-5146</p>	<p>1. 小規模企業者利子補給金</p>	<p>【補給額】 支払った利子額の2分の1</p> <p>【補給期間】 融資を受けた月から12か月間</p> <p>【対象経費】 1月1日から12月31日までに支払った利子(借換えによる融資を受けた場合は、既存債務を除く純増分に係る利子のみ)</p>	<p>令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>多賀町 産業環境課 商工観光係 TEL 0749-48-8118</p>	<p>1. ㈱日本政策金融公庫が経営改善資金融資制度により融資した資金 常時使用する従業員の数が20人以下で、1年以上営業する事業者</p>	<p>【補給率】 年度ごとに生じる利子の20%(上限5万円)</p> <p>【補給期間】 3年間</p> <p>【補給方法】 商工会でとりまとめ</p>	<p>平成25年4月1日から</p>

市町および担当部署	保証料補給		
	対象資金等	内容	開始時期等
守山市 商工観光課 TEL 077-582-1131	【守山市中小企業支援信用保証料助成金】(セーフティネット資金) ① 令和2年3月5日以降中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資 ② 平成20年10月31日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資 ※ただし、上記資金のうち伴走支援型特別保証制度を利用したものは除く。	【助成率】 支払った保証料の1/2(ただし、セーフティネット資金の借換枠を利用する場合は、増額された融資額に対して支払った信用保証料の1/2) 【助成方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込 【助成回数】 対象資金①については経済産業省が指定する同一の事由(場合)ごとに、1事業者1回。②については1事業者あたり1回 【助成限度額】 1事業者1年度あたり500千円 【申請締切】 融資実行日から1年以内	平成21年1月9日から令和10年3月31日まで
	【守山市しごとをはじめ支援信用保証料助成金】 開業資金	【補給率】 支払った保証料の1/2 ※千円未満切り捨て(特定創業支援事業証明者の場合は支払った保証料全額) 【助成方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込 【利用限度】 上限300千円(ただし、特定創業支援事業証明者の場合は600千円) 【申請締切】 融資実行日から1年以内	平成29年4月1日から令和11年3月31日まで
粟東市 商工観光労政課 商工・地域経済振興係 TEL 077-551-0236	【粟東市中小企業等信用保証料助成金】 滋賀県中小企業振興資金融資制度 ① 経営支援資金(小規模企業者特別枠・小規模企業者枠) ② セーフティネット資金(新規枠・借換枠・経営力強化新規枠・経営力強化借換枠) ③ 緊急経済対策資金(新規枠・借換枠) ④ 開業資金	【補給率】 対象資金①～③は支払った保証料の2/10 対象資金④は支払った保証料の3/10 【利用回数】 複数回可能(1申請者の上限は50万円)	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで